

三ヶ峯台住宅自治会建築規約

(規約制定の主旨)

第1条 この規約は、当団地における環境整備と保全に関する権限及び責任、管理運営等について定める

(目的)

第2条 この規約は自治会として当団地が環境を維持し、かつ快適な生活を営み、共同の利益を図る為必要な基準を設け住みよい環境を保つことを主目的とする。

(専門委員会)

第3条 専門委員は、必要によりまたは会長の要請により専門委員会を設置し、諮問事項について協議解決を図るものとする。

(新築等申請関係)

- 第4条
1. 団地内に建物を新築または同一敷地内で大規模な修繕・建替工事をしようとする場合は、自治会の承認を得るものとする。
 2. 自治会長は、申請書の提出を受けたときは、必要に応じ専門委員に諮るものとする。

(建築物の制限)

第5条 集合住宅（共同住宅）の建設を禁止する。建築することのできる建物は、原則として一戸建てとする。

ただし、次の建物は除く。

1. 用品店舗および住宅に併設した店舗
2. クリーニング店の取扱所。
3. その他団地内の環境を損なう虞のない場合
4. 自治会が承認した場合

(高さの制限)

第6条 当団地内に建設する建物は、2階建以下とする。高さは9.0m以内とする。ただし、やむを得ない場合には、自治会の承認を得るものとする。併せて、隣接住民に事前に説明し理解を得ること。

(隣棟間隔)

第7条 敷地内の建築物の配置については、原則として次の空地を設けるものとする

1. 隣地境界線より0.9m以上
2. 増築を計画する場合は、隣家への日照について充分考慮し、環境を損なわないようにする。

(同意・承認)

第8条 自治会長は、第4～第8条に関する同意・承諾等に当たり、当事者双方と協議し承認を受ける。

実施期日は平成30年4月1日より実施

地区計画	日進竹の山南部、日生東山園、米野木駅前、日進笠寺山、赤池箕ノ手、芦廻間 全6地区。 各地区計画に関する資料は市HPもしくは都市計画課の窓口にて入手可能です。
建築協定	南山エピック、三井和合台、日進グリーンハイツ 全3地区。 詳細は各自治会へ問い合わせください。
建築規約	岩崎台自治会、五色園ハイランド、日進ニュータウン、芦廻間自治会 全4地区 詳細は各自治会もしくは区へ問い合わせください。